

性犯罪の罰則を見直す必要性

2014年11月21日

NPO法人レイプクライシスセンターTSUBOMI

今回取り上げられている論点

全て賛成

特に、

1. 第1－4 強姦罪における暴行・脅迫要件の緩和
2. 第1－1 性犯罪の法定刑の見直し
3. 第3 性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止
4. 第2 非親告罪化

罰則の意味・必要性

犯罪予防・再犯防止

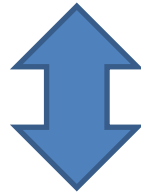
ストーカー対策 治療、カウンセリングの導入
窃盗 動機・背景に生活困窮や社会的孤立、
精神疾患等⇒特性に応じた処遇を

では、性犯罪は？

暴行・脅迫要件の緩和(ないし撤廃)

強姦の
認知件数

平成25年	1,409件
平成24年	1,240件
平成23年	1,185件



無理矢理性交されて警察に相談した人は3.7%

⇒ 96.3%を何とかする必要性

⇒ 暴行・脅迫要件の緩和(ないし撤廃)

財産犯との比較

	暴行・脅迫あり			暴行・脅迫なし
	反抗を抑圧するに足りる程度	反抗を著しく困難にする程度	反抗を抑圧するに至らない程度	
財物奪取	強盗	恐喝	恐喝	窃盗
性的侵害 挿入あり	強姦	強姦		
挿入なし	強制わいせつ	強制わいせつ	公共の場の場合のみ 条例で処罰対象	公共の場の場合のみ 条例で処罰対象

諸外国の性犯罪規定

フランス	英国	カナダ	アメリカ ミシガン州
<p>暴力、脅迫、 強制、 <u>不意打ち</u> をもって 実行するすべての 性的侵害</p>	<p>被害者の <u>同意を得ないで</u> 行う強姦 挿入による暴行 性的暴行</p>	<p>被害者である男 女の <u>意思に基づかない</u> いで 性交を含む性的 接触を行うこと</p>	<p>「性的侵入」の 罪」として、 「他人の体の生 殖器もしくは肛門 の穴へのわずか でも人の体の一 部もしくはなんら かの物体の侵 入」</p>

なぜ被害者の反抗を著しく困難にする程度の「暴行・脅迫」が要件とされるのか？

強かんされそうになったら、必死で抵抗して貞操を守ろうとするだろう(守るべきだ?)、抵抗すべきだ、という偏見(強姦神話)が根底にある。



明確な暴行・脅迫がなくても、襲われて抵抗等できるはずがない。

法定刑の見直し

	暴行・脅迫あり		暴行・脅迫なし
	反抗を抑圧するに足りる程度	反抗を著しく困難にする程度	反抗を抑圧するに至らない程度
財物奪取	強盗 5年以上の 有期懲役	恐喝 10年以下の懲役	
性的侵害 挿入あり	強姦 3年以上の有期懲役		
挿入なし	強制わいせつ 6月以上10年以下の懲役		都条例 6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金

刑法の刑罰そのものの見直し

薬物療法

保安監置

電子監視

情報公開

公訴時効の撤廃ないし停止

- 時効制度の趣旨はいずれも被害者にとっては受け入れ難いもの。
- DNA等、証拠の散逸がしにくい
- 平成22年の改正時に、事案の実態や犯罪被害者等を含めた国民の意識を十分に踏まえつつ、公訴時効を含めた処罰の在り方について更に検討すること、とされている。
- 札幌高裁判決

非親告罪化

親告罪の趣旨：犯人が訴追され、捜査・刑事手続きに参加することになると、

プライバシーを侵害されたり、名誉その他被害者が不利益を被るおそれがあるから。

- そもそもこの前提がおかしい。刑事裁判まで進んでも、被害者のプライバシーや名誉が侵害されないよう制度を整備すべき。
- 集団強姦罪は親告罪ではないー重大犯罪だから
⇒ 単純強姦も重大犯罪である。